

富士山五合目“冬の山小屋ステイツアー”

創業から100年以上、富士山の山小屋で唯一冬営業を行っている佐藤小屋(標高2,230m)において、今シーズンも「富士山五合目 冬の山小屋ステイツアー」を実施いたします。



開催期間 2024年1月21日～2024年4月21日(毎日催行)

※ツアー内容は、自然条件や登山道の状況等により変更または中止の場合があります。

参加費 79,200円

(※旅行代金には、集合場所までの交通費、富士急行線富士山駅から中ノ茶屋(馬返し)までの往復移動費、昼食費、その他各自で必要と判断されるもの等は含まれません)

宿泊先 富士山五合目 佐藤小屋個室

料金に含まれるもの 佐藤小屋宿泊費、夕食(ドリンク含む)、朝食、手作りスモア体験、ガイド費、保険、雪山用ギアレンタル(チェーンスパイク)、事前オンラインサポート、登山計画書提出

定員 1組(2名～6名様まで) ※最小催行人員 2名

集合場所 富士急行線富士山駅

集合時間 午前9時

添乗員 添乗員は同行いたしません、ガイドが全行程同行いたします。



詳細はこちらへ

スケジュール(例)

【1日目】 ※スケジュールは天候等により変更になる場合があります。

- 9:00 … 富士急行線富士山駅 集合
- 9:30 … 北口本宮富士浅間神社 参拝
- 10:00 … 富士山麓(中ノ茶屋)トレッキングスタート
- 16:00 … 富士山五合目佐藤小屋到着
- 18:00 … 夕食
- 20:00 … 星空観測・手作りスモア体験



千代 慧(ちしろ さとし)

調理師免許を持つソムリエであり、富士山をこよなく愛す富士吉田市登山案内人。

調理師・日本ソムリエ協会(JSA)ソムリエ
富士五湖消防本部 上級救命講習修了
日本ライフセービング協会認定BLS講習修了
富士吉田市登山案内人
岡山理科大学 非常勤講師

【2日目】

- 5:00 … 起床
- 5:30 … 6合目まで朝散歩・ご来光
- 7:00 … 朝食
- 7:30 … 佐藤小屋出発
- 11:30 … 富士山麓(中ノ茶屋)到着
- 12:00 … 富士急行線 富士山駅到着・解散

お支払い方法

インターネットまたはお電話にて受付いたします。

- ①インターネット：クレジットカード決済となります。
- ②お電話：055-231-2230 やまなし観光推進機構 (営業時間 平日8:30~17:00)

お支払いは銀行振込となります。

【口座名】 公益社団法人やまなし観光推進機構

【振込先】 山梨中央銀行 県庁支店 普通口座 670860

(手数料はお客様のご負担となります)

* 募集型企画旅行と書いてあるものは前金で旅行代金をお支払いいただきます。また、下記条件により催行されます。

ご旅行条件 (要約) **お申し込みの際には、必ず旅行条件説明書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。**

●募集型企画旅行取引条件説明書(要約)

この旅行は(公社)やまなし観光推進機構(山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県知事登録旅行業第2-268号。以下「当機構」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書(全文)、契約書面、出発前にお渡しする確定日程表と称する確定書面によります。

●お申し込み

(1)お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(二つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当機構が予約の承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3)a.旅行開始日に65歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

●旅行代金

(4)子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様には適用します。

●旅行契約内容・代金の変更

(5)当機構は天災地変、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

●取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

(6)お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

●取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

(7)①旅行契約の内容の10項に例示されているような重要な変更が行われたとき。②旅行代金が増額されたとき。③当機構が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当機構の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どりの実施が不可能となったとき。

●当機構による旅行契約の解除

(8)次の場合当機構は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。・申し込み条件の不適合。・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

●特別補償

(9)当機構はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、補償金及び入院見舞金を支払います。

●個人情報の取り扱いについて

(10)当機構は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

(11)当機構は、当機構が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当機構は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれを利用させていただくことがあります。

●募集型企画旅行契約約款について

(12)この条件に定めのない事項は当機構旅行業約款によります。当機構旅行業約款をご希望の方は、当機構にご請求ください。

解除の時期	* ()内は日帰り商品の場合	取消料の内容
旅行出発日の前日から起算して21日(11日)前まで		いただきません
旅行出発日の前日から起算して20日(10日)前まで		旅行代金の20%
旅行出発日の前日から起算して7日前まで		旅行代金の30%
旅行出発日の前日		旅行代金の40%
旅行開始当日		旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加		旅行代金の100%

旅行企画・実施

登録番号 山梨県知事登録旅行業第2-268号

会社名 公益社団法人やまなし観光推進機構 / 富士の国やまなし旅センター

住所 〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1山梨県庁別館2F

電話番号 055-231-2230 FAX055-221-3040

E-mail y-tabii@yamakan-sk.jp

総合旅行業務取扱管理者 岡 美広

担当者: 清水 正則